

労働法の基礎セミナー

～社会保険・労働保険の基礎と応用～



2025年7月版

山口社会保険労務士オフィス

特定社会保険労務士

山口 恵美子

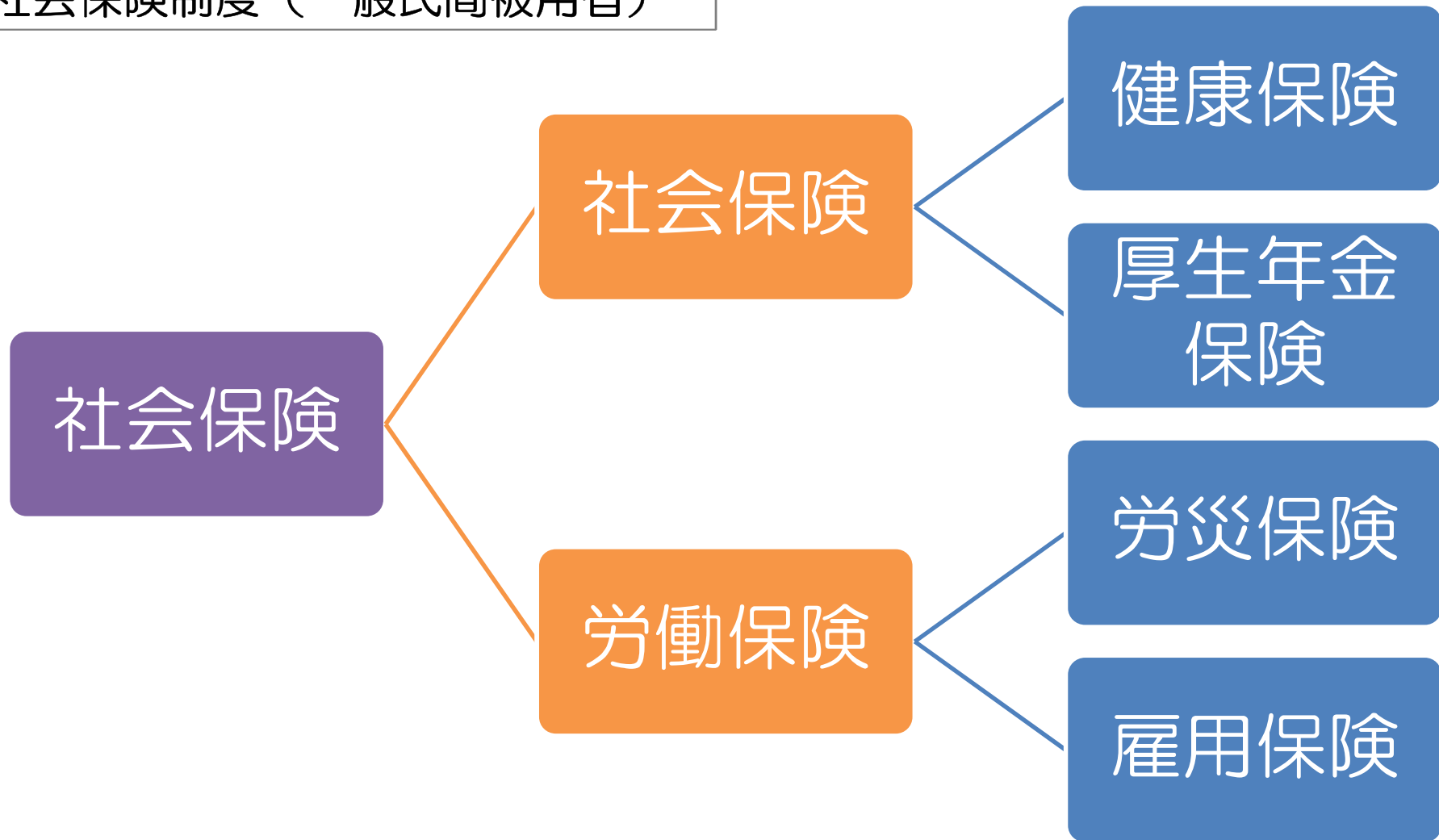
禁転載

◆社会保険労務士とは…

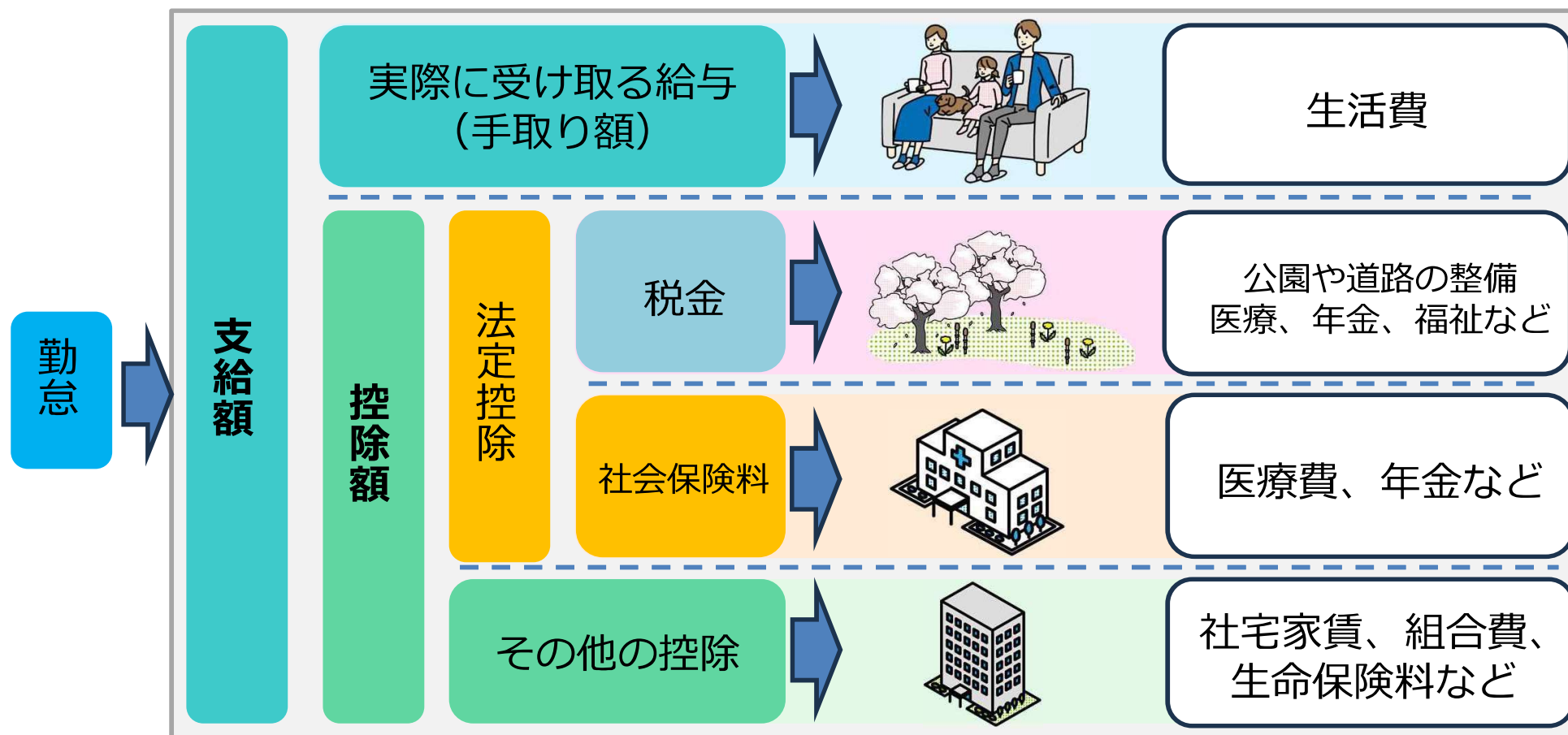
①労働社会保険手続業務	○労災保険・雇用保険・社会保険等 就職から退職までの各種書類の作成・提出 ○各種助成金等の申請 ○労働者名簿・賃金台帳の調整 ○就業規則の作成・変更
②人事労務管理のコンサルティング	○雇用管理・人材育成等の相談 ○給与・労働時間・休日等労働条件の相談 ○経営労務監査 ＊職場のトラブルの未然防止と生き活きと働ける職場環境づくりのお手伝い
③年金相談業務	○年金手続書類の作成・提出 ○年金の加入期間・受給資格・見込額等の確認
④紛争解決手続業務	○あっせん申立ての相談・手続 ○代理人としての意見陳述 ○相手方との和解のための交渉・和解契約の締結の代理

I 会社に勤めているときの保険制度

社会保険制度（一般民間被用者）



■ 給与明細をよく見てみよう



社会保険料には、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料などが含まれます。

★驚いたこと

平成27年の厚生労働省
最低賃金の広報キャラが
「おそ松さん」だった
こと



■最低賃金を知っていますか？

★令和6年度地域別最低賃金改定状況（関東エリア）

茨城	1,005	(953)	5.5
栃木	1,004	(954)	5.2
群馬	985	(935)	5.4
埼玉	1,078	(1,028)	4.9
千葉	1,076	(1,026)	4.9
東京	1,163	(1,113)	4.5
神奈川	1,162	(1,112)	4.5
全国加重平均額	1,055	(1,004)	5.1

賃金支払の 5原則

賃金は、
①通貨で
②直接
③全額を
④毎月1回以上
⑤一定期日に
労働者に支払わ
なければなり
ません。



2024(令和6)年度のキャラクターは... 長州力

■ 職場や通勤中にけがをしたとき（労災保険）①

労災保険で受け取れる金額は？

けがで働けないとき

休業(補償)等給付

働けなくなって休んでいる
4日目から、1日の賃金の
6割相当の金額が支給。

また、特別支給金として2割
相当が支給。

合計で
8割程度の金額が支給

障害が残ってしまったとき

障害(補償)等給付

障害の程度によって一定の支給。

障害が重い場合

1日の賃金の313日分から
131日分相当の年金
(年6回に分けて毎年支給)

障害が軽い場合

1日の賃金の503日分から56
日分相当の一時金(1回のみ)

亡くなってしまったとき

遺族(補償)等給付

家計を共にしていた遺族の
人数によって一定の金額が
支給される。

例)
遺族が4人以上の場合
1日の賃金の245日分相当の
年金が支給

遺族が1人の場合
153日分相当

・ 労災保険の保険料は事業主負担

■職場や通勤中にけがをしたとき（労災保険）②

■工作中的ケガ

レストランのキッチンで仕事をしていたAさんが、オーダーに応じてポテトを揚げていたところ、油が飛び、やけどをしてしまいました。

店長に、病院に行きたい旨、相談したところ、「健康保険で治療して。」と言われました。

この店長の対応に問題はないでしょうか？

工作中的ケガは自己負担のない「労災保険」が適用される（原則）。

業務災害に該当するかどうか次の基準等で判断

- ①業務起因性…行っていた仕事に、ケガをする危険性があること
- ②業務遂行性…会社の指示に従って、仕事を行っていること

お仕事でのケガには、労災保険!

- 労災保険制度では、労働者が業務または通勤が原因で負傷したり、病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付などを行っています。
- しかし、近年、業務または通勤が原因と考えられるにもかかわらず、労災保険による請求を行わず、健康保険を使って治療を受ける方が見られます。
- 健康保険は、業務または通勤が原因でない傷病に対して支給されるものです。業務または通勤により負傷し、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合の治療費は、全額自己負担となってしまいます。



業務災害・通勤災害の場合は、必ず労災保険を請求しましょう



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

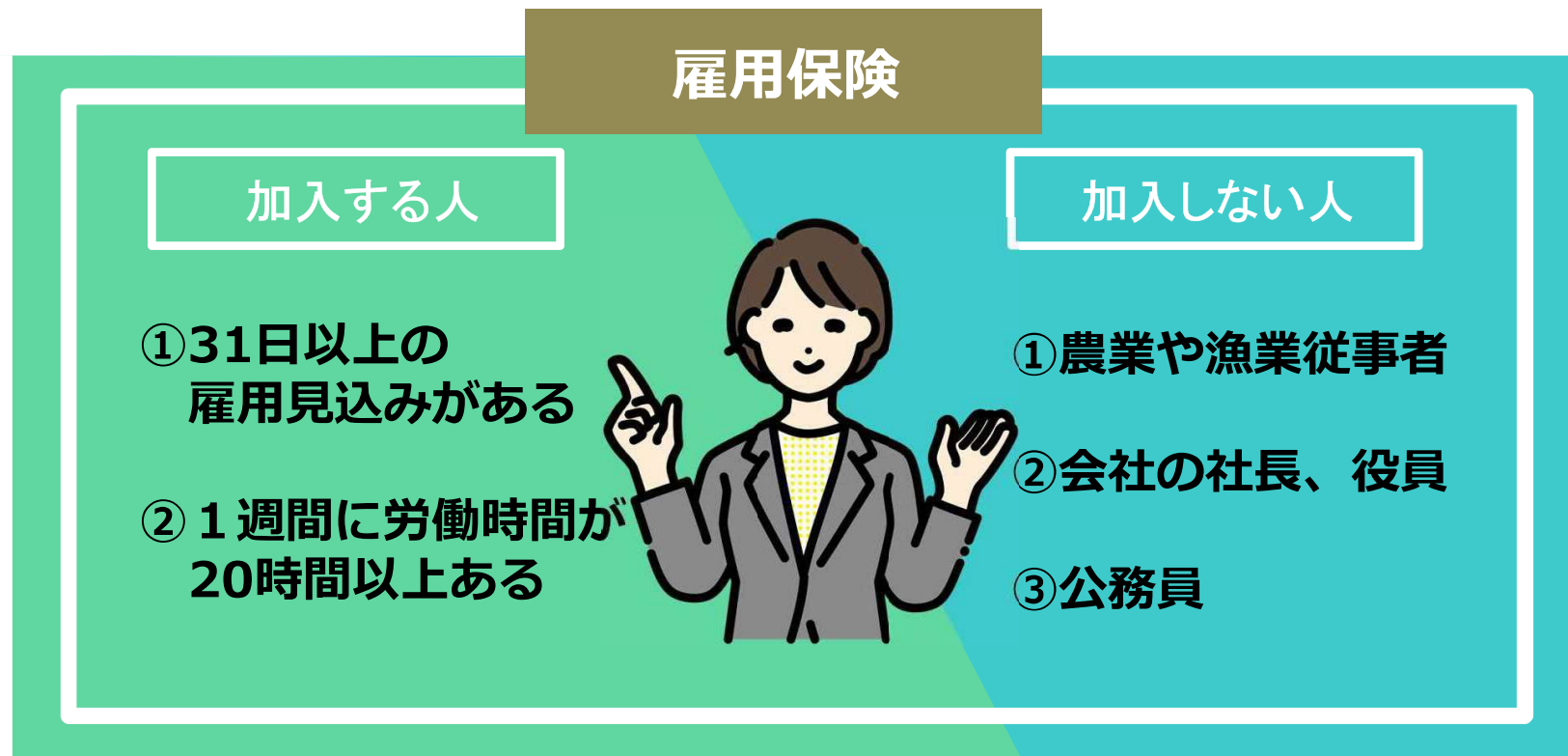
労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。⇒<http://www.mhlw.go.jp/>

■失業したり退職したりしたとき（雇用保険）①



■ 失業したり退職したりしたとき（雇用保険）②

雇用保険

失業中の保障

基本手当

失業・退職して仕事を探すとき、助けになるのが「基本手当」
それまでもらっていた給料の50～80%程度を受け取れる

受給するためには？

- ①ハローワークで申し込みを行う
- ②失業している
（就職する意思と能力がある）
- ③一定期間、雇用保険に加入している

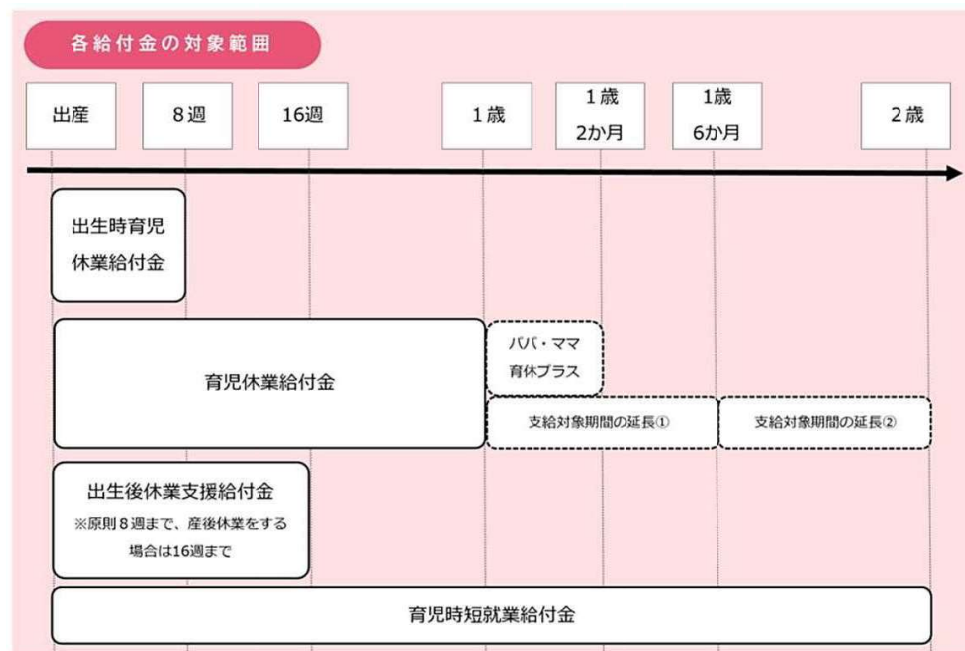


■ 育児や介護で会社を休むとき（雇用保険）

育児休業等給付

原則 1 歳（注）未満の子を養育するために育児休業（2 回まで分割取得可能）を取得した場合、一定の要件を満たすと「育児休業給付金」の支給を受けることができます。

（育児休業給付金及び出生時育児休業給付金の支給日数の合計が180日までは休業開始時賃金の67%相当額、それ以降は50%相当額）



（注） 保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6ヵ月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができます。但し、令和7年4月からは支給対象期間延長の要件・提出書類が変更になりました。

介護休業等給付

労働者が家族の介護を行うための休業を行う場合に、一定の要件を満たすと「介護休業給付金」の支給を受けることができます。
（休業開始時賃金日額の67%）

■ 病気やけがで病院に行ったとき（健康保険）①

健康保険の仕組み

病気やけがの場合の治療費が**3割の負担**ですむ制度。
日本は「国民皆保険」で、一定の場合を除き、**すべての人が加入**する。
誰かが病気やけがをしたときに助け合う仕組み。

医療保険の種類

保険の種類	対象になる人	保険料の支払	保険者
健康保険	会社に雇用される人と、その人に養われる家族	本人と会社が折半	健康保険組合 協会けんぽ
国民健康保険	自営業者やその人に養われる家族、無職の人など	本人が全額	市町村 特別区 国民健康保険組合
共済組合	公務員・私立学校の職員や、その人に養われる家族	本人と国などが折半	国 地方自治体 私学共済
後期高齢者医療	75歳以上の人など	本人が全額	後期高齢者医療広域連合



■ 病気やけがで病院に行ったとき（健康保険）②

病気やけが以外のときも

出産のとき

出産手当金

給与の3分の2相当の金額が支給。※養われている家族は対象外

出産日以前：42日間

出産日の翌日から：56日間

出産育児一時金

妊娠4カ月以上の出産で50万円支給。

※養われている家族は「家族出産育児一時金」として50万円支給

病気で働けないとき

傷病手当金

働けなくなって休んでいる4日目から、給料の3分の2相当の金額が支給。

期間は支給開始日から通算して1年6か月の働けなかった日。

※養われている家族は対象外



亡くなったとき

埋葬料

遺族に5万円。遺族がいない場合は同額を上限に実費が埋葬費で支給。養われていた人が亡くなった場合は、家族埋葬料5万円が支給。

治療費が高額なとき

高額療養費

1か月間に支払った治療費が一定の金額を超えたら、その超えた分を支給。

■年をとったときなどの年金は？（国民年金・厚生年金保険）①

年金制度



1号



2号



3号

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上の学生、自営業者、 その他配偶者	会社員・公務員など	第2号被保険者に扶養 されている配偶者
保険料	令和5年度の場合 月16,980円（本人払い）	給料200,000円の場合 目安 本人18,300円＋会社18,300円 ＝36,600円	なし (配偶者が加入する制度が負担)
保険料の 支払方法	納付書で支払い	給与やボーナスから天引き	なし (配偶者が加入する制度が負担)

■年をとったときなどの年金は？（国民年金・厚生年金保険）②

老齢年金

老齢になった時に支給

支払いの条件

国民年金を10年以上支払っている

※保険料を猶予・免除している期間を含む



障害年金

障害の状態になった時に支給

支払いの条件

加入期間の3分の2以上保険料を納付



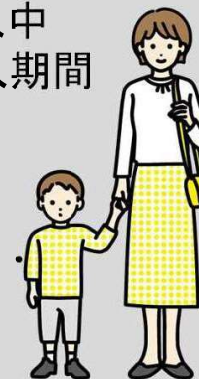
遺族年金

亡くなった人に養われていた一定の家族に支給

支払いの条件

- ・国民年金に加入中
- ・支払期間が加入期間の3分の2以上

※特例措置あり
※保険料を猶予・免除している期間を含む



■年をとったときなどの年金は？（国民年金・厚生年金保険）③

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、年金額が増えます。

加入前（国民年金のみ）

加入後（国民年金＋厚生年金保険）



■ 休暇に関すること

年次有給休暇

6カ月の勤務で10日付与される

正社員、アルバイトなどの区分に関係なく取得することができます



通常の労働者の年次有給休暇の付与日数

勤続年数	6カ月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

Ⅱ 働くときに覚えておきたい労働基準法のポイント

■ 労働時間などに関すること

労働時間

法定労働時間

1日8時間

1週間に40時間

→この時間を超える場合は「36協定」



休日

法定休日

1週間に1日

もしくは

4週間に4日



休憩

労働時間が1日に

6時間超→45分

8時間超→60分

の休憩を与えないといけない



割増賃金

時間外労働

(1日8時間超もしくは1週40時間超)

深夜労働

休日労働

